

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を 受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の制定について

商工観光労働部中小企業支援課

1 改正の理由

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）による産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年滋賀県条例第22号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

- (1) 産業競争力強化法の一部改正による条項の移動に伴い、条例において同法の参照に生じる不整合（条ずれ）を整理する。

○産業競争力強化法（以下、「法」という。）の一部改正

ア 中小企業再生支援協議会の設置について

（改正前）法第128条第1項 → （改正後）法第135条第1項

イ 認定支援機関の業務について

（改正前）法第127条第2項 → （改正後）法第134条第2項

ウ 中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）による投資事業有限責任組合への出資について

（改正前）法第133条第1号 → （改正後）法第140条第1号

エ 認定支援機関による中小企業者に対する指導または助言について

（改正前）法第127条第2項第1号 → （改正後）法第134条第2項第1号

○ 条例第3条第2項（求償権放棄の対象とする再生計画）

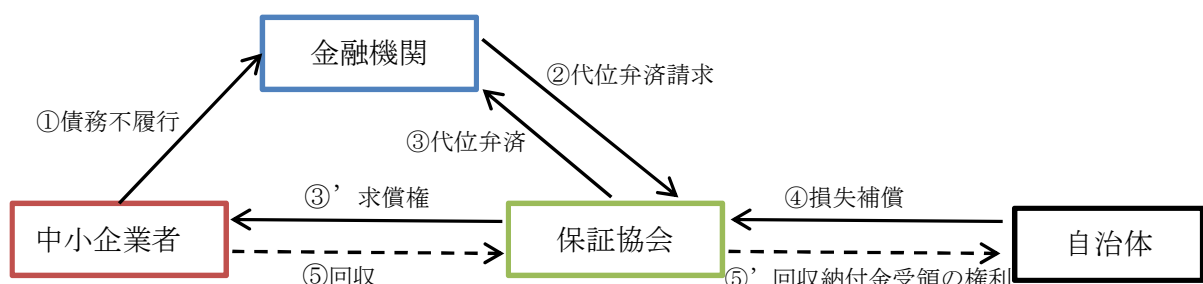
ア 法第128条第1項の中小企業再生支援協議会が同条第5項の規定により決定した事項等に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導または助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

イ 機構が産業競争力強化法第133条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援または同条第2号の規定により機構が行う同法第127条第2項第1号の指導または助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

- (2) 条例の施行日

この条例の公布の日または産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

3 参考（信用保証制度のスキーム）



滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る
権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 26 号）による産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成 29 年滋賀県条例第 22 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 産業競争力強化法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、この条例の公布の日または産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 (回収納付金を受け取る権利の放棄)</p> <p>第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ知事に申し出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画に係る中小企業者等の事業の再生の促進に資するものであると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。</p> <p>(1) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第128条第1項の中小企業再生支援協議会が同条第5項の規定により決定した事項等に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導または助言に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この号において「機構」という。)が産業競争力強化法第133条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援または同条第2号の規定により機構が行う同法第127条第2項第1号の指導または助言に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略 (回収納付金を受け取る権利の放棄)</p> <p>第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ知事に申し出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画に係る中小企業者等の事業の再生の促進に資するものであると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。</p> <p>(1) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第135条第1項の中小企業再生支援協議会が同条第5項の規定により決定した事項等に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導または助言に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この号において「機構」という。)が産業競争力強化法第140条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援または同条第2号の規定により機構が行う同法第134条第2項第1号の指導または助言に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>